

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社佐藤渡辺
住所：東京都港区南麻布 1-18-4

2. 指名停止措置期間 自 令和 7 年 1 月 10 日 2 ヶ月
 至 令和 7 年 3 月 9 日

3. 事実概要
株式会社佐藤渡辺石川営業所長は、福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和 6 年 10 月 7 日、郡山区検に談合罪で略式起訴された。

4. 指名停止措置理由
上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 5 9 年 3 月 2 9 日付け建設省厚第 9 1 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 8 号ロに該当する。

＜指名停止措置要領別表第 2 第 8 号ロ＞

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 12 号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から イ 2 ヶ月以上 12 ヶ月以内 ロ 1 ヶ月以上 12 ヶ月以内

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭 1 番地 電話 0 2 9 - 8 6 4 - 0 5 6 4